

本庁および地方行政機関の財務監査（定期監査）等の結果の概要

財務監査（定期監査）等は、地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき、本庁および地方行政機関等を2期に分けて実施しており、そのうち5月から8月に行った本庁等の財務監査（定期監査）等の結果である。

1 監査実施対象機関および監査実施年月日

- ・ 監査対象年度
令和3年度
- ・ 監査実施対象機関
知事公室秘書課をはじめ129機関(本庁91機関、地方機関38機関)
(対面監査86機関、書面監査43機関)
- ・ 監査実施年月日
令和4年5月24日(火)から8月26日(金)

2 監査結果

(1) 指摘事項1件（公報に登載）

東近江土木事務所

令和2年度に発注した道路橋梁耐震補強工事の修正設計に必要な現場試験について、契約手続を行わずに、口頭指示のみで実施するとともに、次年度の令和3年7月に契約を締結している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指導事項22件

(収入関係10件、支出関係3件、契約関係4件、工事関係1件、財産関係3件、許認可関係1件)

内訳

- 収入関係： ・ 調定誤りがあるもの 2件（南部土木事務所、感染症対策課）
・ 収入未済の解消を求めるもの 8件
（東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、湖北健康福祉事務所、子ども・青少年局、総合病院、教育総務課、教職員課、人権教育課）
- 支出関係： ・ 二重払いを行っているもの 1件（湖東健康福祉事務所）
・ 精算の事務処理が適正になされていないもの 1件（東近江健康福祉事務所）
・ 諸手当の支給を誤っているもの 1件（小児保健医療センター）
- 契約関係： ・ 入札の積算条件の明示内容に誤りがあるもの 1件（水産課）
・ 検査が適正になされていないもの 1件（総合病院）
・ その他契約に係る事務処理が適当でないもの 2件（甲賀森林整備事務所、湖東農業農村振興事務所）
- 工事関係： ・ 設計変更の手続が適切でないもの 1件（西部・南部森林整備事務所）
- 財産関係： ・ 現物確認できない物品が認められたもの 3件（循環社会推進課、医療福祉推進課、東近江土木事務所）
- 許認可関係： ・ 許可書の発行および占用料の徴収が行われていなかったもの 1件（大津土木事務所）

注：件数表示のない機関の指導事項の件数は1件である。

(3) 留意事項 77 件

(予算関係 2 件、収入関係 46 件、支出関係 10 件、契約関係 10 件、工事関係 2 件、財産関係 7 件)

内訳

- 予算関係： ・ 予算見積額等の措置が適切でないもの 2 件 (琵琶湖保全再生課、子ども・青少年局)
- 収入関係： ・ 調定誤りがあるもの 2 件 (中部県税事務所、総合病院)
・ 調定時期が遅延しているもの 3 件 (医療政策課、水産課、東近江土木事務所)
・ 証紙による収入事務が適正でないもの 1 件 (教職員課)
・ その他収入にかかる事務が適当でないもの 2 件 (流域政策局、会計管理局)
・ 収入未済の解消を求めるもの 38 件
(CO₂ネットゼロ推進課、私学・県立大学振興課 2 件、人事課、財政課 2 件、税政課、西部県税事務所、南部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所、文化財保護課、スポーツ課、循環社会推進課、森林政策課、南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、医療政策課、医療福祉推進課 2 件、子ども・青少年局 2 件、中小企業支援課、農政課、水産課、南部土木事務所 2 件、東近江土木事務所、湖東土木事務所、住宅課 2 件、総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター 2 件、警察本部)
- 支出関係： ・ 支出負担行為の整理が適正に処理されていないもの 1 件 (湖北健康福祉事務所)
・ 支出額を誤っているもの 2 件 (統計課、長浜土木事務所)
・ 支払手続が適正でないもの 1 件 (総務事務・厚生課)
・ 契約期間内に事業を執行していないもの 1 件 (甲賀土木事務所)
・ 給与、諸手当等の支給を誤っているもの 5 件 (総務事務・厚生課 3 件、高島健康福祉事務所、総合病院)
- 契約関係： ・ 契約内容が適切でないもの 2 件 (DX推進課、総務事務・厚生課)
・ 予定価格が適正に作成されていないもの 1 件 (湖東土木事務所)
・ 契約締結時期が適正でないもの 1 件 (人事委員会事務局)
・ その他契約にかかる事務処理が適正でないもの 4 件 (循環社会推進課、下水道課、感染症対策課、障害福祉課)
・ 検査・検収が適正になされていないもの 2 件 (DX推進課、甲賀土木事務所)
- 工事関係： ・ 設計変更の手続が適切でないもの 2 件 (東近江土木事務所、長浜土木事務所)
- 財産関係： ・ 物品の適正な管理を求めたもの 1 件 (湖東健康福祉事務所)
・ 貸付の処理が適正でないもの 3 件 (健康寿命推進課、子ども・青少年局、監理課)
・ 不用決定、処分の手続が適正でないもの 3 件 (秘書課、東京本部、労働雇用政策課)

注：件数表示のない機関の留意事項の件数は 1 件である。

3 意見(要旨) (5 件) (公報に登載)

(1) 公用車の集中管理のあり方について(総務部総務課、会計管理局)

総務部総務課による集中管理の対象車両は、公用車全体に占める割合は極めて低いが、一定の稼働率があり、使用年数や走行距離に応じた順次更新に努められている。各所属が所有・管理する公用車も同様に更新に

努められているものの、稼働日数が極めて低い車両や新車登録後 20 年以上を経た車両も見受けられる。安全装備の拡充も既存車両への装備は各所属に委ねられているが、公用車の安全性を高め、事故防止を図るためには、全庁統一的な対応が必要と考えられる。ついては、公用車の運用管理の状況を全庁的に把握し、より効率的・効果的な運用を図るため、公用車の集中管理のあり方について、早急に検討し、取り組まれない。

(2) 県道原松原線都市計画街路整備事業の実施効果について（土木交通部都市計画課、湖東土木事務所）

県道原松原線都市計画街路事業におけるトンネル工事については、契約金額の変更が度重なり、令和3年度末時点で、当初契約金額から2倍近くに増額された。増額の理由については、一定やむを得ない事情と思慮されるが、県財政への負担も懸念され、県民の理解を得るため、十分に説明責任を果たすことが求められる。ついては、供用開始後の周辺交差点における渋滞解消等の状況により、事業実施の効果や影響を精査・検証して、県民に分かりやすく示し、理解を得るよう、積極的な情報提供に努められたい。

(3) 収入証紙に代わる収入方法の導入について（総合企画部DX推進課、総務部税政課、会計管理局、警察本部）

収入証紙は、窓口での現金取扱のリスク軽減や収納を確実に行う上で県にメリットがあるが、販売場所や時間が限られ、納付者には負担となっているほか、収入証紙の作成・保管、売りさばきなどで、県に負担やリスクもある。公金収納の方法も多様化してきており、一部の自治体では、収入証紙の発行を取りやめ、他の支払方法への転換を進めている事例もある。ついては、県民の利便性の向上や経費削減、事務の効率化を図るため、各関係機関が連携し、収入証紙に代わる収入方法の導入について、早急に取り組まれない。

(4) 消費生活センターの相談体制について（総合企画部県民活動生活課、消費生活センター）

消費生活センターの消費生活相談員は、配置予定の10名に対し、令和3年度末で3名が退職、人員が充足されない状況となっている。全国的な人材不足である中、国家資格や実務経験が必要な仕事であることを考慮すれば、相談員不足は早急に解決しなければならない課題と考えられる。ついては、今後の県内消費者行政のあるべき姿の実現に向け、県、市町の担うべき役割分担のもと、相談体制の整備に早急に取り組まれない。

(5) 総務事務集中化の推進について（総務部人事課、総務事務・厚生課）

総務事務に係る事務処理誤りを防止し、業務効率化を図るとともに、組織固有の事務に専念できる体制を整備するため、総務事務集中化の対象所属をさらに拡大していくことが必要である。ついては、集中化対象外の所属について、改めて集中化できない要因等を検証するとともに、電子決裁等の進展や今後のDXの推進状況を踏まえつつ、段階的、計画的に総務事務集中化の拡大に取り組まれない。併せて、職員の専門性の向上、健康経営の推進にも配慮されたい。